

# 市からの お知らせ

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法 問い合わせ
- 保育 保育あり
- 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)

## 申し込み記入例

- あて先は  
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは  
〒181-8555  
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は  
返信用にも住所・氏名を  
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

## お知らせ

### はがきのリサイクルにご協力ありがとうございました

市では、市内の郵便局と市役所(1階受付・ごみ対策課(第二庁舎))、リサイクル市民工房、市政窓口で専用の箱を設置し、家庭で不用になったはがきを回収しました。今回は約1,581kg(はがき569,196枚分)を回収し、製紙工場でティッシュペーパーの外装箱などにリサイクルしました。

☎同課☎内線2533

### 小金井市の可燃ごみ一部受け入れについて

多摩地域の自治体間のごみ処理相互支援協定に基づき、平成29年度の同市の可燃ごみの一部(年間3,500tを予定)をふじみ衛生組合で受け入れることとしました。

☎ごみ対策課☎内線2533

### 繁殖期のカラスにご注意ください

4~6月はカラスの繁殖期のため、歩行者を威嚇・攻撃したり、ごみ袋を破いて食べ散らかすことがあります。

#### ◆カラスから身を守るための工夫

樹木を適切に剪定(せんでい)する／カラスが激しく鳴きながら飛び回る付近を避ける／帽子や傘で身を守る／自宅敷地内に巣がある場合は「カラス営業中」など注意喚起の貼り紙をする

#### ◆ごみ出しのカラス対策

収集日当日に出す／生ごみはよく水を切り、食べかすやソースを取り除くなど臭いを出さない／ごみ袋の口をしっかりと閉じる／ふた付き容器や防鳥ネットを使う

#### ◆市の「カラスの巣の撤去事業」

次の要件を満たしている場合に利用できます。

巣が一戸建て住宅の敷地内にある(集合住宅、事業所などにある巣は対象外)

／親鳥から威嚇や攻撃を受けている／巣がある土地の所有者から撤去の同意を得ている／被害者が申込書を提出

☎☎環境政策課☎内線2523へ

※公園・街路樹などにある巣はそれぞれの管理者(市や都の管理担当部署など)へ連絡してください。

### 家内労働の委託状況届の提出は4月30日(日)までに

家内労働者へ仕事(内職など)を委託している事業主は、毎年4月1日現在の家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。「委託状況届」は最寄りの労働基準監督署にありますので、忘れずに提出してください。

☎東京労働局賃金課☎03-3512-1614

### 建築物アスベスト調査経費の助成

平成18年9月1日以前に着工した市内の民間建築物の吹き付け材に、アスベストが使用されているかを判断する調査について助成します。

- ①戸建て住宅=居住している個人、
- ②分譲共同住宅=居住している管理組合の代表者、
- ③そのほかの建築物=個人または中小企業者

◆助成金額 調査経費の①②全額、③2分の1(1,000円未満切り捨て。上限は①150,000円、②250,000円、③200,000円)

※建築物石綿含有建材調査者による調査が対象。

☎事前に相談のうえ、12月1日(金)までに必要書類を環境政策課(第二庁舎2階)へ  
☎同課☎内線2525

## 税金

### 法人市民税の減免申請

収益事業を行っていない公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、認可地

縁団体は、法人市民税の減免を受けられる場合があります。

☎5月1日(月)までに均等割申告書、法人市民税減免申請書、収益事業を行っていないことを証明する書類(活動計算書と事業報告書など)を直接または郵送で「〒181-8555市民税課(市役所2階26番窓口)へ  
☎同課☎内線2355

※申請は毎年必要です。

※提出期限を過ぎると減免できません。

### 臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。  
☎4月20日(木)~30日(日)の平日午後5時~7時30分、土・日曜日午前9時~午後4時30分

☎納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

### ◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎同課☎内線2433

※市職員と偽った電話・訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は同課へご連絡ください。

## 子育て・教育

### お子さんが誕生したら 児童手当・マル乳の申請を

出生日の翌日から15日以内に次の申請をしてください。

#### ◆児童手当

保護者の所得に応じて、1人につき月額15,000円または5,000円を支給します。※3歳以上は手当額が変わります。

※公務員は勤務先で申請してください。

#### ◆マル乳(乳幼児医療費助成制度)

就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。児童手当と同時に申請できます。

☎いずれも申請書(子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口で配布)を同課、市政窓口へ

※くわしくは「みたか子育てねっと」ホームページ <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/shien/jyosei/> をご覧ください。

☎同課☎内線2751

### 就学援助費の申請を受け付け中

市内在住で国公立の小・中学校に在学・入学したお子さんがいて、経済的に困りの家庭に、給食費や学用品費などを援助します。

☎申請書(市立小・中学校で配布)を学校へ(郵送も可)

※申請書を提出した月の1日にさかの

ぼって認定します。

※市立小・中学校に在学していない方は学務課へご相談ください。

※東日本大震災および熊本地震に伴い被災地から三鷹市に避難している児童・生徒がいる世帯は経済状況にかかわらず対象です。

☎同課☎内線3234

### 自立支援医療(育成医療)・小児慢性疾患医療費を助成します

#### ◆自立支援医療(育成医療)

体に障がいのある18歳未満の児童が、指定医療機関で確実な効果が期待できる手術などの治療を受けた場合、医療費の一部を助成します(所得制限あり)。

#### ◆小児慢性疾患医療費助成

対象疾病の認定基準に該当している18歳未満(継続の場合は20歳未満)の児童の治療にかかる医療費の一部を、認定された病名・期間に限り助成します。

☎☎いずれも子育て支援課(市役所4階43番窓口)☎内線2757へ

### 学校図書館の地域開放について

システムメンテナンスのため、4月8日(土)は本の貸し出しができません。ご理解・ご協力をお願いします。

※同日の学校図書館地域開放は実施します。

☎三鷹図書館(本館)☎43-9151

### 児童扶養手当を振り込みます

ひとり親家庭などの経済的負担軽減のために支給する手当です。平成28年12月~29年3月分の児童扶養手当を、4月10日(月)に指定預金口座に振り込みます。

☎子育て支援課☎内線2752

### のびのびひろば

#### 一時保育締切日にご注意ください

ゴールデンウィーク期間は、一時保育の申込締切日が早まります。

☎☎①4月29日(祝)~5月5日(祝)の一時保育=4月21日(金)午後4時30分まで、②5月6日(土)・7日(日)の一時保育=4月26日(水)午後4時30分までに同ひろば☎40-5925へ

### 西多世代交流センター

#### 乳幼児のおそびひろば

☎乳幼児タイム=開館日の午前9時~午後1時、サークルタイム=月~土曜日午前11時30分~正午、乳幼児タイムスペシャル「お花見演奏会」=4月5日(水)午前10時30分~正午

☎当日会場へ

☎同センター☎31-6039

### 東多世代交流センターの催し

#### ◆親子ひろば

☎①わくわくランド=月・火・木・金曜日午前10時~午後2時(4月27日(木)を除く)、②ひよこランド=水曜日午前10時~午後1時、③お父さんもいっしょわくわくランド=4月8日(土)午前10時~11時30分

☎①③就学前のお子さん、②1歳まで

## あたたかい善意 (敬称略)

### 三鷹市社会福祉協議会への寄付 (2月分)

●一般寄付		●ボランティア基金	
大創建設(株)	39,850円	東明会	3,088円
三鷹市赤十字奉仕団	10,000円	くぬぎ会	1,924円
清水 孝祐	5,000円	荘司 洋子	1,324円
ゆたか会	3,000円	明朗会	1,114円
根道 一男	2,000円	中原三葉会	1,070円
永山 敬子	1,939円	北野東晴クラブ	877円
常行 敏夫	898円	上野 千代子	719円
匿名(2件)	5,486円	下連雀羽衣会	650円
		飯塚 雄三	645円
		金子 哲夫	541円
		上二親交クラブ	444円

#### ●一円硬貨募金

大沢松寿会	8,569円
鐵飯割煮りゅう お客様一同	7,965円
四ツ葉ときわクラブ	3,633円
(株)矢野	3,185円

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。